

就学前の子どもと家族を支える仕組み — 気づき・出会い・つなぐ支援 —

小倉 加恵子

鳥取県福祉保健部／子ども家庭部、鳥取県倉吉保健所
(兼)鳥取県立鳥取療育園
(兼)国立成育医療研究センターこころの診療科

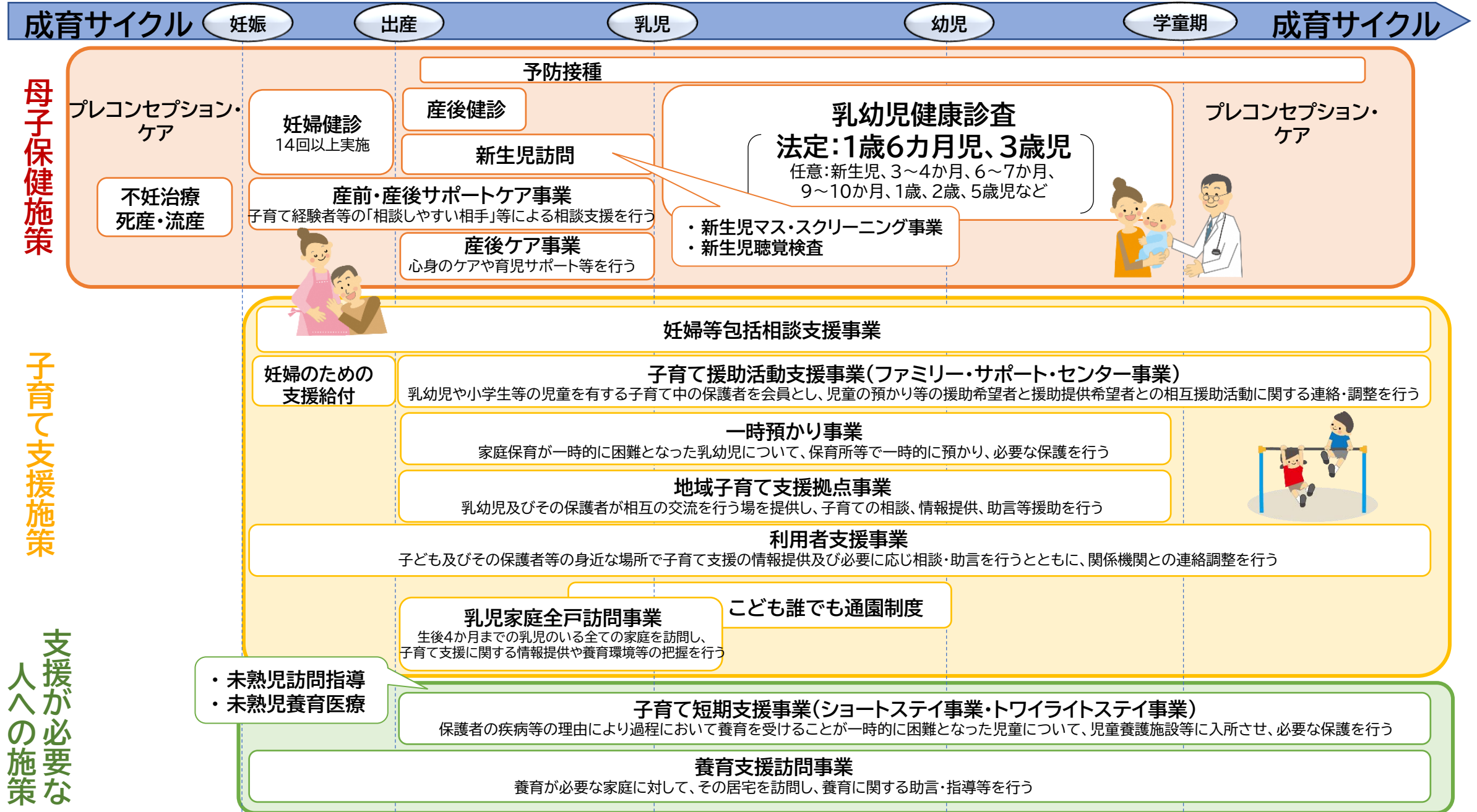
【発行】

国立障害者リハビリテーションセンター 企画・情報部
発達障害情報・支援センター

発表者のCOI開示

発表内容に関連し、発表者が開示すべき
COI関係にある企業等はありません。

市町村の主な母子保健・子育て支援事業



乳幼児健康診査事業(乳幼児健診)

◆ 母子保健法に基づき市町村が実施

法定健診:1歳6か月児健診、3歳児健診

◆ 地方交付税措置

法定健診+3~6か月児健診、9~11か月児健診

→令和5年度補正予算から、1か月児・5歳児健診が補助事業化

母子保健法（抄）

（健康診査）

第十二条 **市町村は、次に掲げる者に対し、内閣府令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。**

一 **満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児**

二 **満三歳を超え満四歳に達しない幼児**

2 前項の内閣府令は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針（第十六条第四項において単に「健康診査等指針」という。）と調和が保たれたものでなければならない。

第十三条 前条の健康診査のほか、**市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。**

2 内閣総理大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

乳幼児健診は全てのこどもの状態を把握する機会

- ◆ 全国的に高い受診率
- ◆ 未受診者に対する対策 → 全数把握を実施

健康診査	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
3～5か月児	95.8	95.4	94.0	95.4	96.1	96.1
1歳6か月児	96.5	95.7	95.2	95.2	96.3	96.9
3歳児	95.9	94.6	94.5	94.6	95.7	96.0

乳幼児健診の目的



《 個人に対して 》

- ・ 疾病スクリーニング
- ・ 育児支援

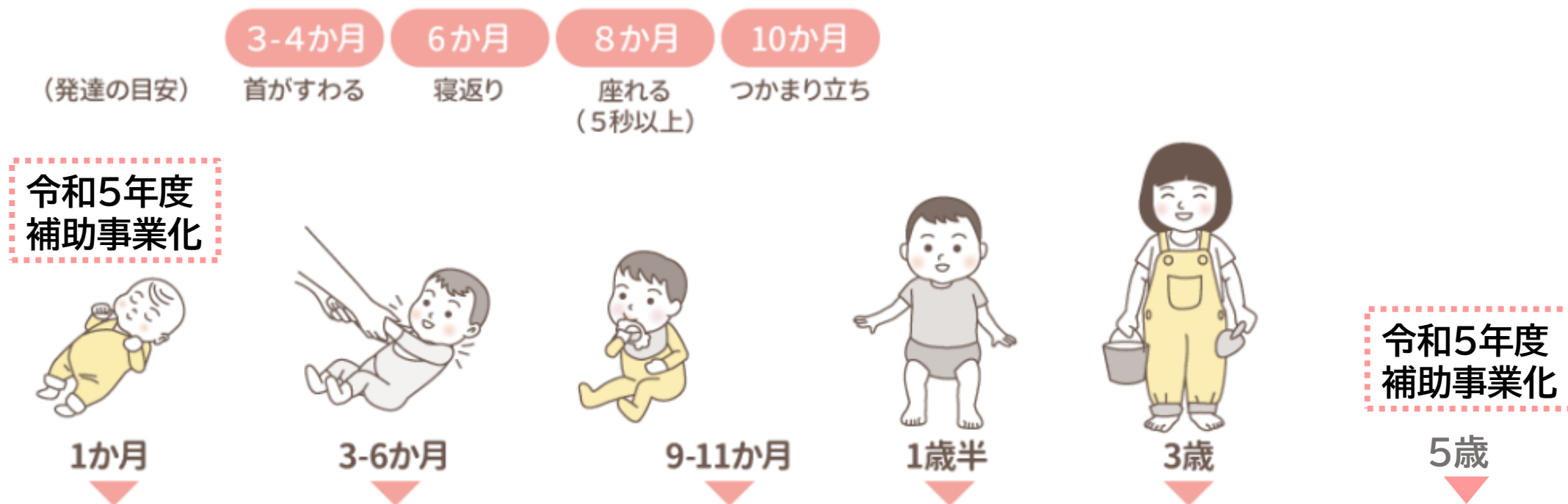
健康の社会決定因子

《 地域に対して 》

- ・ 地域全体の健康状態の向上



乳幼児健診の実施時期と実施方法



・ 集団健診
⇒市町村の保健センター



保健センターや病院など

※健診の時期や会場については、自治体より案内があります。

・ 個別健診⇒医療機関

乳幼児健診の時期とスクリーニング対象疾病

(◎:特に重点的に確認、○:確認)

カテゴリー	スクリーニング対象疾病	3-4か月	1歳6か月	3歳
発育	成長 栄養状態	◎	◎	○
発達	運動(遅れ、脳性麻痺)	◎	◎	○
	精神・言語(遅れ、発達障害)	○	◎	◎
	情緒・行動／社会性(遅れ、発達障害)	○	○	◎
感覚器	聴覚、視覚	○	○	◎
身体疾患	血液、皮膚(母斑)、運動器(股関節、脊柱)、循環器(心雑音)、呼吸器、消化器(ヘルニア、腹部腫瘤)、先天異常	◎	○	○
心理・社会的背景	育児環境、虐待 生活習慣(食事、排泄、睡眠) 母親のメンタルヘルス	◎	◎	◎
その他	既往歴(てんかん、アトピー、喘息等)	○	○	○
	事故防止、予防接種	◎	◎	○

発達障害の早期発見において、乳幼児健診は重要な機会

1. 発達障害の早期発見

調査結果

結果報告書P25～P33

◆ 健診時に、発達障害が疑われる児童を見逃しているおそれ

○乳幼児健診において、発達障害が疑われる児童の発見割合が極端に低く、発見漏れの可能性が高い例あり

- ✓ 厚生労働省の乳幼児を対象とする研究で、顕著な発達障害の特性を示す層の割合（有病率）は1.6%（推計）となっているが、1歳6か月児健診で4/23市町村、3歳児健診で3/24市町村において、これを下回る発見割合（0.2%～1.3%）

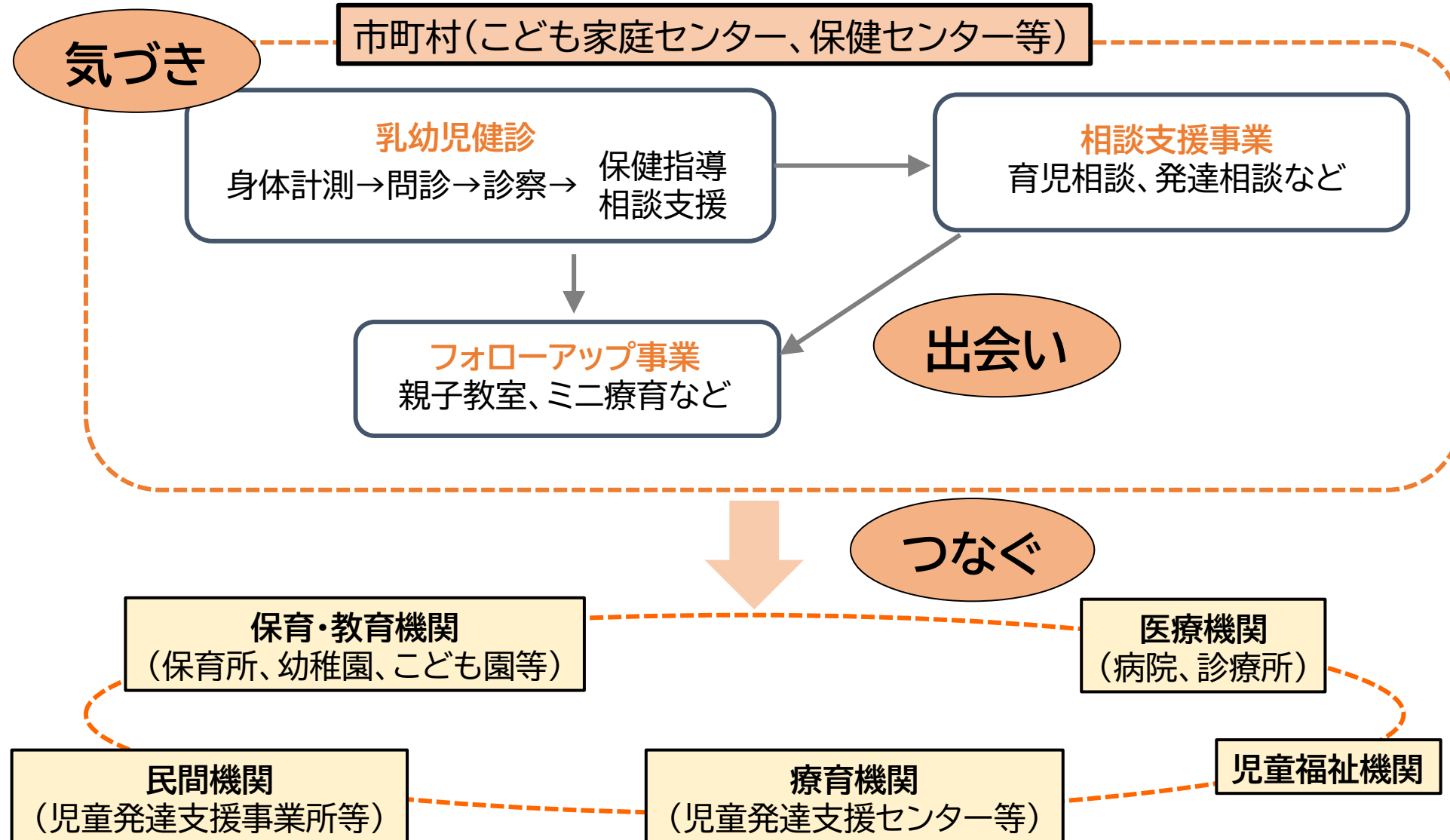
勧告

- 市町村の取組実態を把握し、発達障害が疑われる児童の早期発見に資する有効な措置（厚生労働省）

◆ 総務省（平成29年1月20日）

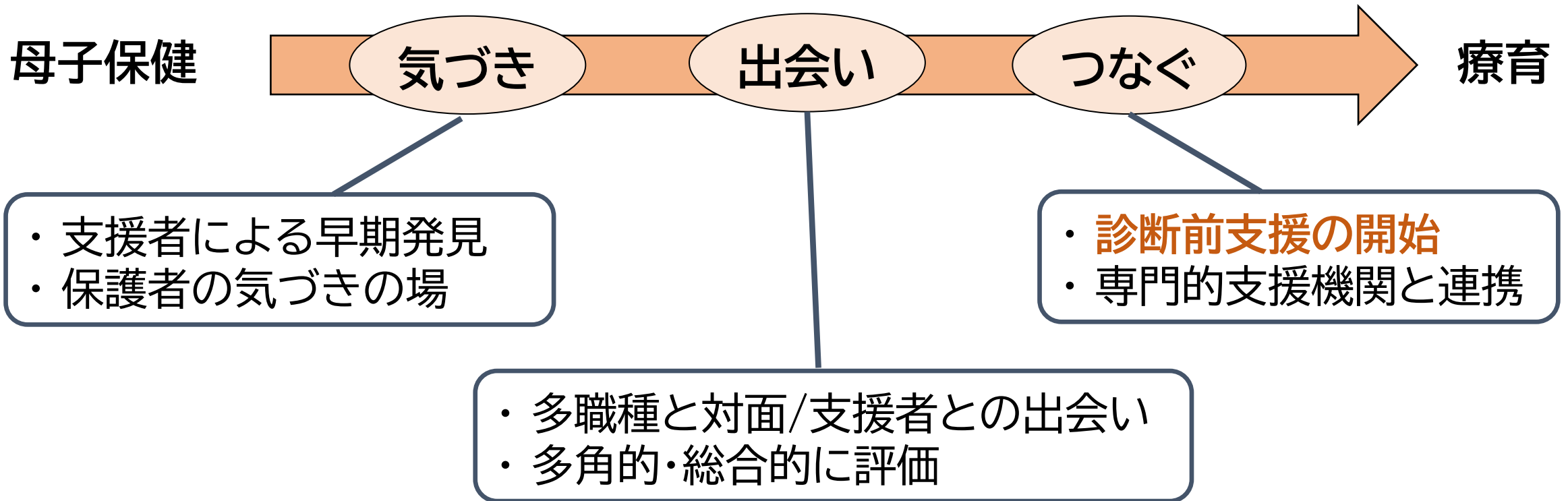
発達障害者支援に関する行政評価・監視＜結果に基づく勧告＞

乳幼児健診における支援までの流れ



乳幼児健診は、母子保健から必要な支援へ

— 気づき・出会い・つなぐ 支援 —



発達障害への気づきの工夫

◆ M-CHAT、PARSなどのツールの活用

- ・ 複数の自治体(広域)で統一する
→連携先で生かされやすい

◆ 多職種による専門性を生かした行動観察

- ・ 保健師、心理職、栄養士、歯科衛生士など
- ・ 自由遊び、親子のコミュニケーション
- ・ 待合におもちゃや絵本の設置

◆ 個別相談(専門相談支援)の実施

- ・ 心理職の配置、巡回相談の活用 など

外国につながるのある母子に対する処遇困難事例の状況

- 長野県内80市町村保健センターに勤務する保健師のうち295人を対象とした調査
- 対象:勤務受け持ち地区に在日外国人母子がいると回答した156人の内、処遇困難事例を受け持った者82人

処遇困難の内容	事例を受け持った者の数(%)
児の身体疾患	9 (11.0)
児の精神発達の問題	37 (45.1)
母親の身体疾患・精神疾患	21 (25.6)
父親の身体疾患・精神疾患	5 (6.1)
虐待	16 (19.5)
経済問題	29 (35.4)
在留資格	12 (14.6)

※日本人と同様の処遇ができなかったとの回答は、29人(35.4%)

母子保健・保育分野で外国人の対応が難しい具体例

愛知県・岐阜県・三重県(12自治体)の母子保健、保育、子育て支援の担当部署職員を対象としたアンケート調査

◆ こどもの発達の問題について説明することが難しい

- ・ 意味が伝わらないことが多い
- ・ 「個性」と捉える方が多く、療育につなげることが難しい

◆ 文化の違い

- ・ 相手の文化を尊重しつつ、必要な支援を提供することが困難
(例：離乳食、食生活、生活リズムなど)
- ・ 育児状況が、文化的な背景によるのか不適切なケアか判断困難

◆ コミュニケーションの難しさ

- ・ 複雑な訴えになると意思疎通ができないことがある
- ・ (自国にない) 制度の仕組みが理解できない

外国につながるのあるこどもへの気づきや支援のための工夫

◆ 外国語版資料の活用

- ・ 健診の通知、健診票、外国語パンフレット

◆ 通訳の活用

- ・ 通訳の依頼、通訳との連携強化

◆ 両親の言語・文化の確認

- ・ 言語、母国の育児の考え方、生活習慣、宗教観等

◆ 関係機関との連携

- ・ 心理職との連携
- ・ 地域の関係機関との連携
- ・ 外国人関連団体を通じた支援



母子健康手帳情報支援サイト

こどもまんなか
こども家庭庁

赤ちゃんが
小さく生まれた方へ



多胎を
妊娠・出産した方へ



外国人の方へ



乳幼児健診等



その他



関連窓口等



外国人の方へ

母子健康手帳情報新サイト > 外国人の方へ

がい こく じん かた

外国人の方へのサポート

に ほん す がい こく かた
日本に住んでいる外国の方が、
あん しん にん しん ちゆう せい かつ おく し
安心して妊娠中の生活を送るために知っておきたい、
ひつ よう て つづ ぎょう さい つた
必要な手続きや行政サービスなどをお伝えします。

> 外国の方が日本で妊娠したら



母子健康手帳 多言語版 / 10か国語

- | | | |
|--------------------|---------------------|-----------------|
| ▶ 英語／English | ▶ 中国語／中文 | ▶ 韓国語／한국어 |
| ▶ ベトナム語／Tiếng Việt | ▶ ポルトガル語／Português | ▶ ネパール語／नेपाली |
| ▶ タガログ語／Tagalog | ▶ インドネシア語／Indonesia | ▶ スペイン語／Español |
| ▶ タイ語／ภาษาไทย | | |

母子健康手帳 多言語版（リーフレット） / 10か国語

- | | | |
|--------------------|---------------------|-----------------|
| ▶ 英語／English | ▶ 中国語／中文 | ▶ 韓国語／한국어 |
| ▶ ベトナム語／Tiếng Việt | ▶ ポルトガル語／Português | ▶ ネパール語／नेपाली |
| ▶ タガログ語／Tagalog | ▶ インドネシア語／Indonesia | ▶ スペイン語／Español |
| ▶ タイ語／ภาษาไทย | ▶ 支援者用日本語版 | |

Parenting Chart for foreign residents

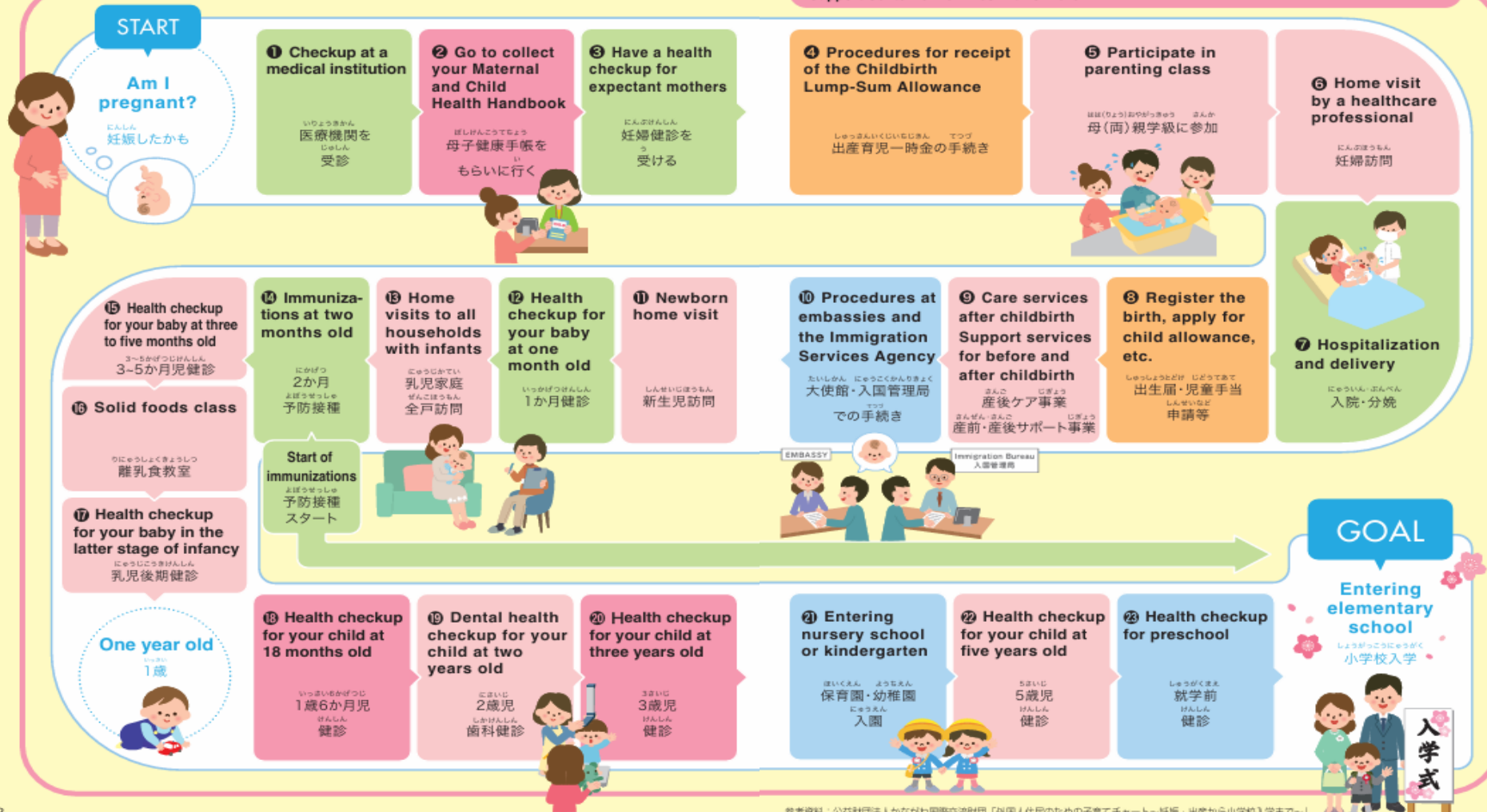
From pregnancy and delivery to entering elementary school

外国人住民のための子育てチャート ～妊娠・出産から小学校入学まで～

■ Medical institution 医療機関 ■ Maternal and child health service 母子に関する事業 ■ Maternal and child health service determined by law 法律で決まっている母子保健事業 ■ Government office 役所
■ Others (Embassies, Nursery Schools, Elementary Schools) その他(大使館・保育園・小学校)

For all enquiries, contact the Comprehensive Support Center for Families with Children

各種ご相談は、「子育て世代包括支援センター」へ。



参考資料：公益財団法人ながわ国際交流財団「外国人住民のための子育てチャート～妊娠・出産から小学校入学まで～」

外国につながるのあるこども・家族への支援のポイント

◆ コミュニケーション

- ・ 対象者の母国の言語、文化、制度を理解する
- ・ 円滑にやりとりするための工夫をする
- ・ 外国語版資料の活用や通訳との連携

◆ 関係者・関係機関との連携

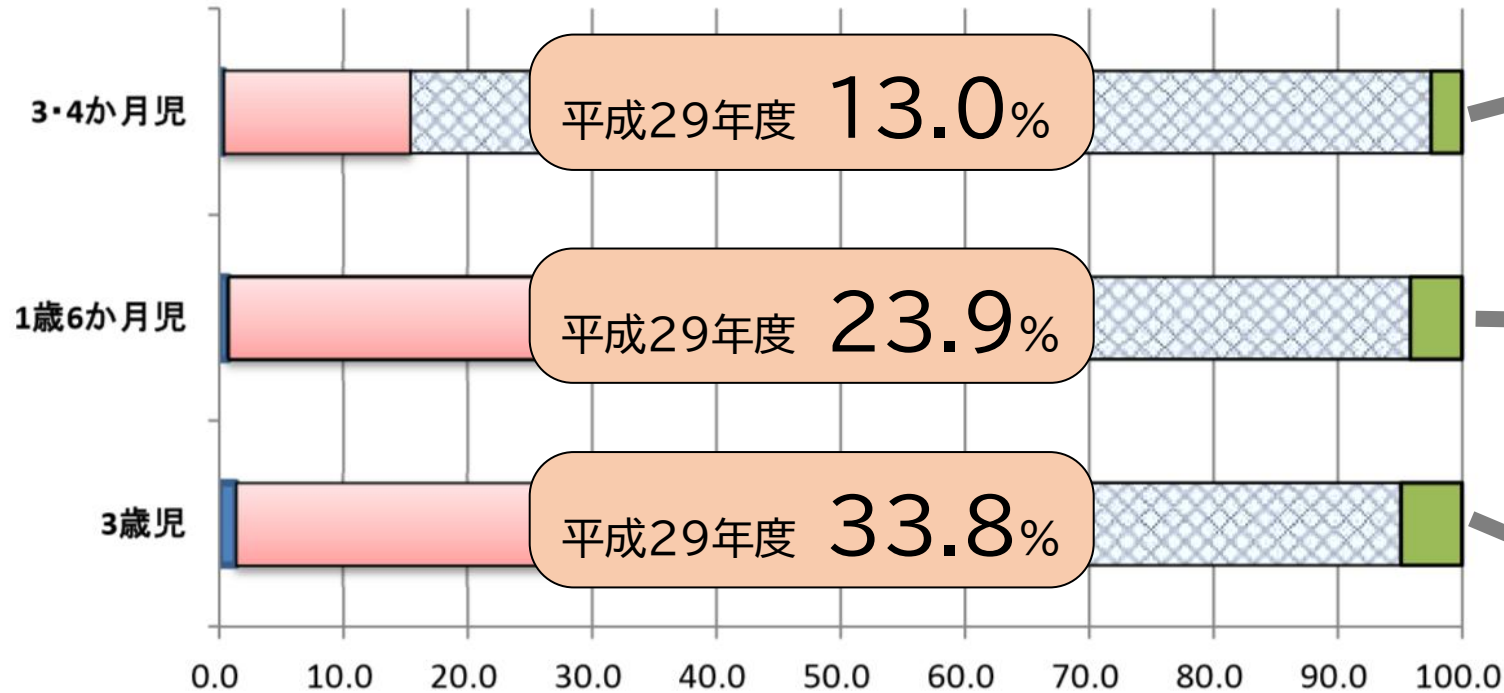
- ・ 支援に関わる専門職、専門機関と連携
- ・ 地域での生活に関わる関係者・関係機関との連携
- ・ 通訳や外国人関連団体を通じた支援

育てにくさを感じる親

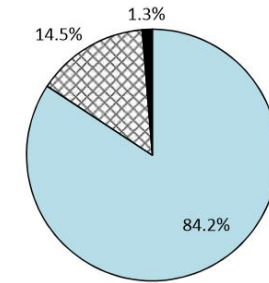
設問①: あなたは、お子さんに対して、育てにくさを感じていますか。

→ (1.いつも感じる 2.時々感じる 3.感じない)

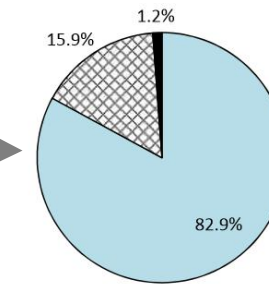
■ 1.いつも感じる ■ 2.時々感じる ■ 3.感じない ■ 無効回答



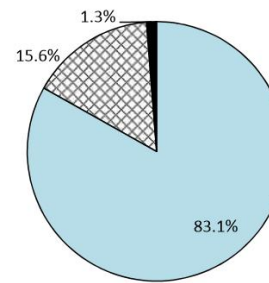
対処できる親の割合



● 3・4か月児 (N=2,169)



● 1歳6か月児 (N=5,859)



● 3歳児 (N=7,386)

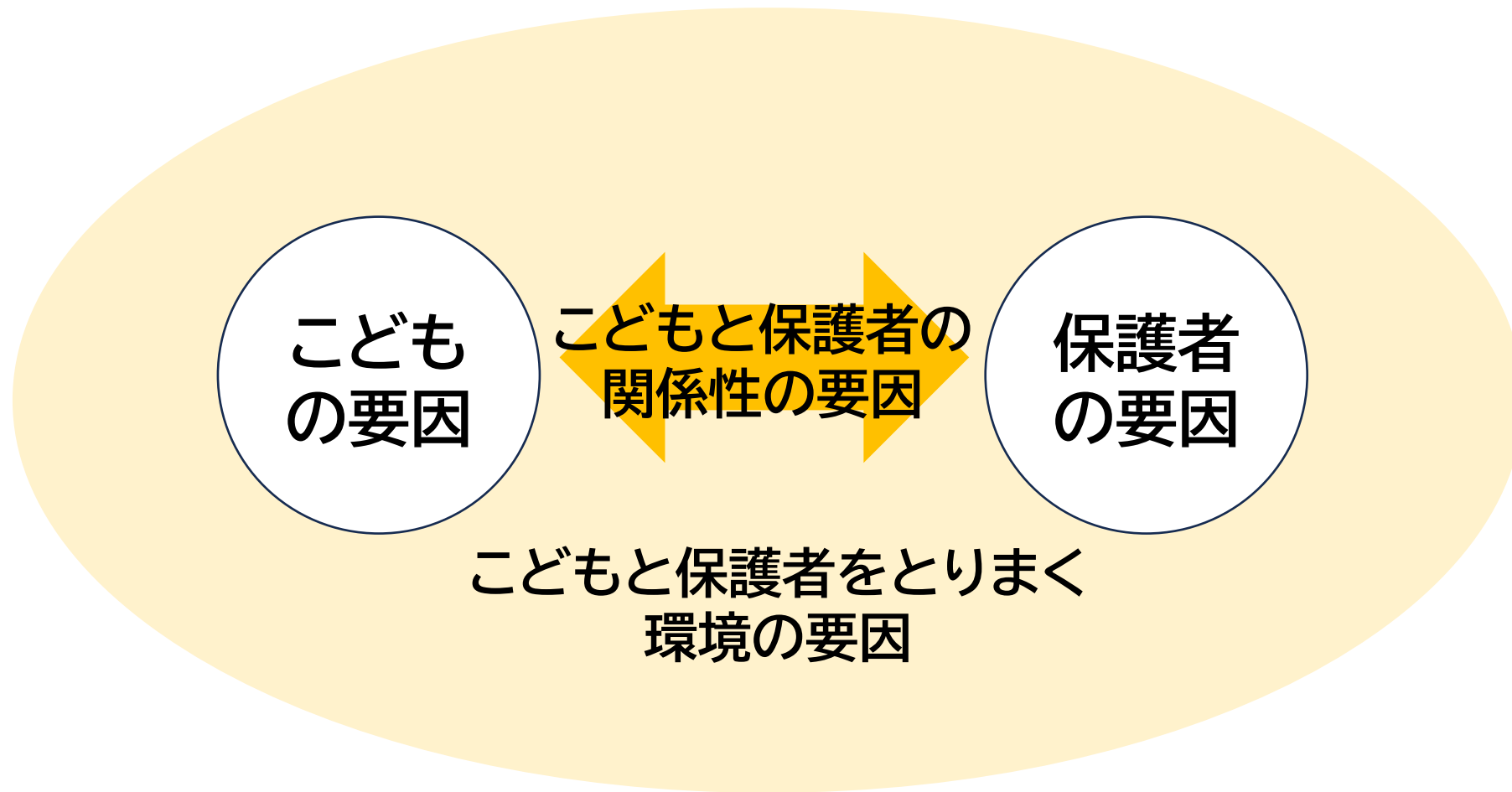
平成29年度
81.3%

令和2年度
81.8%

目標95.0%

□ はい
□ いいえ
■ 無効回答

育てにくさの要因



Bio-Psycho-Social

育てにくさの要因

◆ こどもに起因するもの

- ・ 発達のバリエーションによる遅れ、早産低出生体重児
- ・ 障害・疾病:発達障害、身体障害、アレルギー疾患 など

◆ 親(保護者)に起因するもの

- ・ 子育て経験の未熟さ、仕事との両立
- ・ 生理的な心身の変化:マタニティブルー、月経前緊張症
- ・ 障害・疾病:発達障害、知的発達症、身体障害、精神疾患 など

◆ 親子(家族)関係に起因するもの

- ・ こどもへの無関心、過干渉(依存)
- ・ 相性:潔癖症の親とルーズなこども
- ・ アタッチメント形成 など

◆ 親子(家族)をとりまく環境に起因するもの

- ・ 家族(パートナー、祖父母など)の支援状況、ひとり親、ステップファミリー
- ・ 地域の人との関係、保育・教育環境、慣習、文化・宗教
- ・ メディアやインターネット情報、保健・福祉サービス状況 など

外国につながりのある
発達障害のこどもは、
家族の感じる
“育てにくさ”に
複数要因が関与する

育てにくさの要因とその支援

直接的な成長・発達への支援

遊びの教室、ことばの教室、発達支援 など

直接支援機関への支援的・調整的支援

保育園・幼稚園・認定こども園

地域子育て支援活動 などへのアプローチ

こどもへ

こどもの
要因

親子の関係性
の要因

親の
要因

親(保護者)へ

親への直接的な育児支援

子育て教室、ペアレント・トレーニング

親の心身を豊かにする支援

一時保育、リフレッシュ

経験を共有し合う仲間づくり など

子育てと並行する親の自己実現への支援

就労保育など制度上の支援 など

環境へ

親子をとりまく
環境の要因

親子(家族)関係へ

家族全員で子育てするための支援

父親教室、孫育て講座、ピアカウンセリング など

安心した生活を送れる環境支援

経済基盤、住宅環境の状況確認

資源の紹介・調整、資源の開発 など

地域の一員として孤立しない支援

コミュニティネットワークの形成、地域活動 など

親子がともに生きていく経験をするための支援

親子の信頼関係・愛着関係の基礎作り

→親子がともに育ち・育て合う

マタニティクラス、親子教室、子育てサークル など

本日のまとめ

- ◆ 乳幼児健診は、すべてのこどもと家族の状態を把握し(気づき)、地域の支援者と対面し(出会い)、必要な支援を提供する(つなぐ)機会となっている。
- ◆ 外国につながりのある家庭へ母子保健サービスを提供するに際して、コミュニケーションの工夫と関係者・関係機関との連携が重要となる。
- ◆ 保護者の感じる「育てにくさ」に対して要因を整理し、必要な支援につなげるよう工夫が必要である。

こどものウェルビーイング(=こどもまんなか)が最優先
親・養育者の「育てにくさ」に真摯に向き合い、親子とともに歩む支援